

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
三井住友信託銀行株式会社

三井住友トラスト・グループの コーポレートガバナンス強化に向けた取組みについて

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（取締役社長 北村 邦太郎。以下「当社」といいます。）は、当社グループの持続的な成長と、中長期的な企業価値の向上を目的とし、コーポレートガバナンスの更なる強化を図るため、『コーポレートガバナンス基本方針』（以下「本基本方針」といいます。）を制定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 制定の背景

当社グループは、三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 常陰 均。以下「三井住友信託銀行」といいます。）を中心に、わが国唯一の自主独立の専門信託銀行グループとして、独自の付加価値を発揮する事業モデルの高度化や、グループ各社の連携による収益力強化に取り組んでまいりました。

こうした中、東京証券取引所において制定され、平成 27 年 6 月 1 日から適用されることになる上場会社コーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、同コードの主な原則等に対する当社の取組方針を定めた本基本方針を制定し、当社の株主の皆さまをはじめとするステークホルダーの皆さまにお知らせするものです。

2. コーポレートガバナンス基本方針の概要

（1）取締役会における社外取締役の割合の引き上げおよび社外取締役の増員

当社は、事業のグローバル化の進展および国内外の金融規制強化等による経営環境の変化等を踏まえ、グループ全体の業務執行管理機能を担う当社の取締役会の構成員について、独立性ある社外取締役の占める割合を原則 3 分の 1 以上として運営し、経営体制とコーポレートガバナンスの更なる強化を図る旨を本日開催の取締役会で決議するとともに、そのための基本的な考え方の指針を本基本方針において規定いたしました。

これに伴い、当社は新たに社外取締役 2 名を選任することを予定しており、平成 27 年 6 月 26 日に開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）においてその選任を付議し、かかる選任議案が可決されますと、当社の取締役会の構成員の 3 分の 1 が独立性ある社外取締役となります。

なお、当社および三井住友信託銀行は、これまでの社外取締役 2 名および社外監査役 4 名の計 6 名の社外役員が両社を兼職する体制から、当社においては社外取締役 3 名および社外監査役 2 名が、三井住友信託銀行では社外取締役 1 名および社外監査役 2 名が、それぞれ専任し、互いに連携する体制に移行いたします。

（2）社外役員が参画する任意の諮問委員会の設置

当社は、本定時株主総会の終結後に、取締役会の諮問機関として、「指名・報酬委員会」と「監査委員会」を任意に設置します。これにより、役員の名指、報酬および内部監査に関する重要事項等の決定に際し、更なる経営の透明性とプロセスの適正性が確保されるよう、めざしてまいります。

< 指名・報酬委員会 >

当初の委員	篠原 総一 (社外取締役※ ¹) 鈴木 武 (社外取締役※ ²) 荒木 幹夫 (社外取締役※ ²) 常陰 均 (取締役会長) 北村邦太郎 (取締役社長) (原則として委員の過半数を社外取締役が占めます)
委員長	委員の互選により選定
主な諮問事項	・ 取締役および監査役候補者の指名等に関する事項 ・ 独立社外役員にかかる独立性判断基準に関する事項 ・ 役員報酬体系に関する事項 ・ その他役員に関する重要な事項
設置予定時期	平成 27 年 6 月 26 日

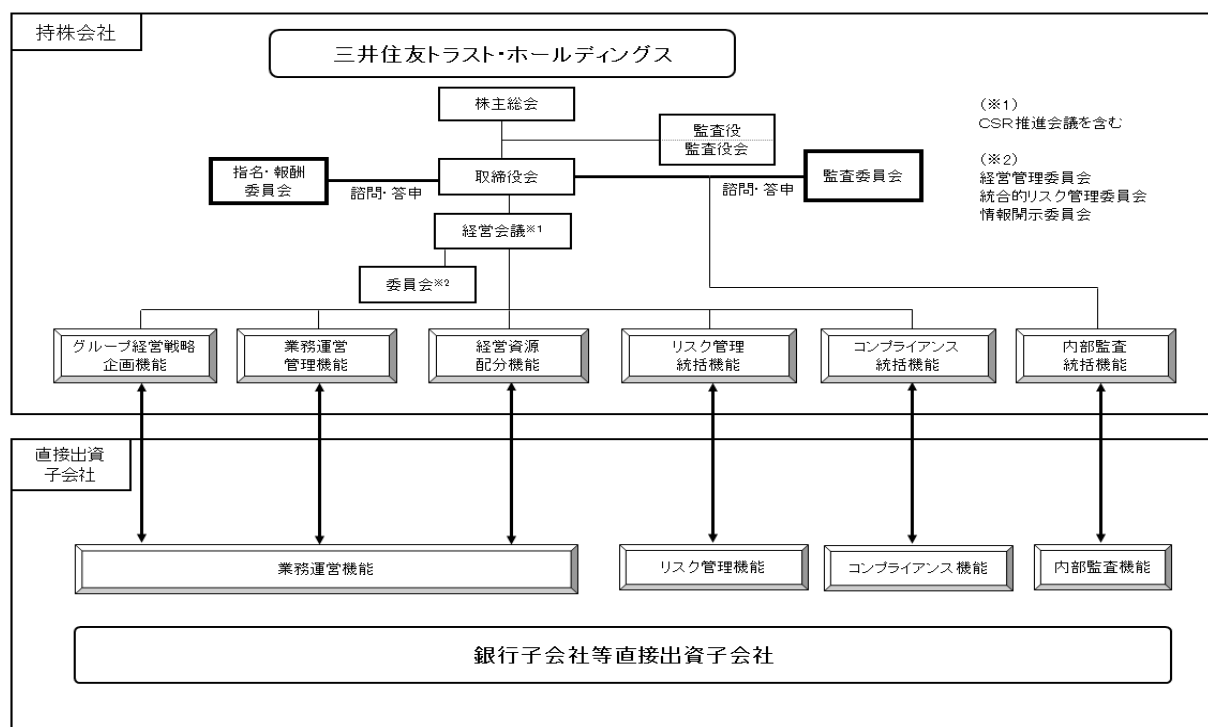
< 監査委員会 >

当初の委員	篠原 総一 (社外取締役※ ¹) 鈴木 武 (社外取締役※ ²) 荒木 幹夫 (社外取締役※ ²) 当社内部監査部担当役員 三井住友信託銀行内部監査部担当役員 (原則として委員の過半数を社外取締役が占めます)
委員長	委員の互選により選定
主な諮問事項	・ 内部監査計画に関する事項 ・ その他内部監査に関する重要な事項
設置予定時期	平成 27 年 6 月 26 日

※1 篠原 総一氏は、当社の現任の取締役であり、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

※2 鈴木 武氏および荒木 幹夫氏は、本定時株主総会における当社の取締役の選任予定者であり、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

グループの経営管理体制



(3) 独立社外役員にかかる独立性判断基準の策定

当社は、コーポレートガバナンスにおける社外役員の役割・機能の重要性に鑑み、ステークホルダーの皆さまにおいて、社外役員の独立性を客観的にご確認いただくため、独立社外役員にかかる独立性判断基準（以下「独立性判断基準」といいます。）を制定し、本日施行いたしました。

当社は、この独立性判断基準に基づいて独立性が認められる社外役員を、独立役員として当社が株式を上場する金融商品取引所に届け出るものといたします。

なお、当社の現任の社外役員および本定時株主総会における社外役員候補者は、全てこの独立性判断基準を充足しております。

本基本方針および独立性判断基準の内容は、別紙に記載のとおりであります。

以 上

(参考)

本定時株主総会後の取締役会・監査役会の構成（予定）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

<取締役会>

役職名	氏名	備考
取締役会長	常 陰 均	三井住友信託銀行株式会社 取締役社長
取締役社長	北 村 邦太郎	三井住友信託銀行株式会社 取締役会長
取締役副社長	岩 崎 信 夫	三井住友信託銀行株式会社 取締役副社長
取締役副社長	服 部 力 也	三井住友信託銀行株式会社 取締役副社長
取締役専務執行役員	大久保 哲 夫	三井住友信託銀行株式会社 取締役専務執行役員
取締役常務執行役員	越 村 好 晃	三井住友信託銀行株式会社 取締役常務執行役員
取締役(社外取締役)	篠 原 総 一	京都学園大学 学長
取締役(社外取締役)	鈴 木 武	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役会長 株式会社アイチコーポレーション 取締役(社外)
取締役(社外取締役)	荒 木 幹 夫	一般財団法人日本経済研究所 理事長 近鉄グループホールディングス株式会社 取締役(社外) 日本貨物鉄道株式会社 監査役(社外)

<監査役会>

役職名	氏名	備考
常任監査役	杉 田 光 彦	
常任監査役	上神田 隆 史	
監査役(社外監査役)	吉 本 徹 也	
監査役(社外監査役)	齋 藤 進 一	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 代表取締役社長 ユニチカ株式会社 取締役(社外)

※監査役中西 宏幸氏および高野 康彦氏は辞任により、本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任いたします。

三井住友信託銀行株式会社

<取締役会>

役職名	氏名	備考
取締役会長	北 村 邦太郎	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 取締役社長
取締役社長	常 陰 均	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 取締役会長
取締役副社長	岩 崎 信 夫	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 取締役副社長
取締役副社長	服 部 力 也	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 取締役副社長
取締役副社長	筒 井 澄 和	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 副社長執行役員
取締役専務執行役員	大久保 哲 夫	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 取締役専務執行役員
取締役専務執行役員	橋 本 勝	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 専務執行役員
取締役専務執行役員	田 中 嘉 一	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 専務執行役員
取締役常務執行役員	越 村 好 晃	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 取締役常務執行役員
取締役常務執行役員	西 村 正	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 常務執行役員
取締役常務執行役員	荒 海 次 郎	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 常務執行役員
取締役常務執行役員	土 屋 正 裕	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 常務執行役員
取締役常務執行役員	高 倉 透	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 常務執行役員
取締役常務執行役員	西 田 豊	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 常務執行役員
取締役(社外取締役)	星 野 敏 雄	

<監査役会>

役職名	氏名	備考
監査役	広 瀬 匡 志	
監査役	阿 部 悟	
監査役(社外監査役)	高 野 康 彦	弁護士
監査役(社外監査役)	光 永 弘	株式会社東京海上日動オートサポートセンター 取締役社長

※監査役杉田 光彦氏および中西 宏幸氏は任期満了により、監査役上神田 隆史氏、吉本 徹也氏および齋藤 進一氏は辞任により、本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任いたします。

以上

コーポレートガバナンス基本方針

本基本方針は、三井住友トラスト・グループ（以下、「当社グループ」といいます）の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方の指針を定めるものであります。

第1章 総則

第1条（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

当社は、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- ① 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
 - ② 当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、株主、顧客、社員、事業パートナー、及び地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
 - ③ 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、ディスクロージャーポリシーを別途定め、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
 - ④ 当社は、グループの業務執行管理機能を担う金融持株会社として、取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
 - ⑤ 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。
2. 取締役会は、当社グループのすべての役員・社員が共有し、あらゆる活動の拠り所となる経営の基本原則として、グループの経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）、及び行動規範（バリュー）を別途定め、開示します。

第2章 当社のコーポレートガバナンス体制

第2条（当社のコーポレートガバナンス体制に関する考え方）

当社は、長年にわたり培ってきた高度な専門性と幅広い業務領域を有する中核子会社である三井住友信託銀行株式会社を中心に、トータルなソリューションをワンストップで展開できる機動力と専門的知見の高さ、卓越した実務精通度を強みとする信託銀行グループであり、この特性を生かした効果的・効率的な経営を実現するとともに、ステークホルダーの期待に応えるため、さらなる経営の透明性を確保し、当社グループのコーポレートガバナンスの強化のために必要な体制を整備してまいります。

第3条（取締役会の役割）

取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために意思決定を行います。

2. 前項の重要な業務執行以外の業務の執行及びその決定については、経営会議等の下位の会議体及び当該業務の統括役員等に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体及び役員等の職務執行の状況を監督します。
3. 社外取締役は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、取締役会及び経営者の業務執行並びに当社と経営陣等との間の利益相反を監督します。
4. 取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る環境・社会的な課題の重要性に鑑み、当社グループ各社が果たすべき社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）を定め、役員及び社員の意識を高めるとともに、ステークホルダーに配慮しながら課題解決に向け積極

的な取り組みを推進することを通じ、社会の持続可能な発展と当社グループの企業価値の向上を図ります。

第4条（取締役会の構成）

当社の取締役会の人数は、定款で定める員数である15名以内とし、グループの業務執行管理機能を担う金融持株会社に求められる実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要且つ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して決定します。

2. 当社は、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立性ある社外取締役の占める割合を原則3分の1以上として運営します。
3. 取締役会は、独立社外役員にかかる独立性判断基準を制定し、開示します。
4. 当社は、取締役候補者を決定するに際し、幅広い業務領域において、各事業分野の経営に強みを発揮できる人材、及び経営管理に適した人材等のバランスに配慮し、信託銀行グループとしての当社の幅広い業務領域に相応しい、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保します。

第5条（取締役の資質及び指名手続き）

当社の取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとします。

- ① 信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者。
- ② 銀行業務における社会的な責任・使命、及び信託業務における受託者精神を十分に理解し、高い自己規律に基づいて、経営管理及び事業運営を公正・的確に遂行し得る者。
2. 前項に拘わらず、社外取締役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から決定するものとします。
 - ① 当社の独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる虞が無いと認められる者。
 - ② 当社の経営理念を理解し、信託銀行グループとしての社会的な責務や役割に十分な理解を有する者。
 - ③ 社外取締役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や活動を生かして、当社の取締役及び経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者。

第6条（監査役の資質及び指名手続き）

当社の監査役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から監査役会の同意を得て決定するものとします。

- ① 信託銀行グループの経営管理及び事業運営に関する豊富な知識、経験を有する者。
- ② 公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者。
2. 前項に拘わらず、当社の社外監査役候補者は、次の指名方針に沿って、幅広い多様な人材の中から監査役会の同意を得て決定するものとします。
 - ① 当社の独立性判断基準を満たし、一般株主との間で利益相反が生ずる虞が無いと認められる者。
 - ② 当社の経営理念を理解し、信託銀行グループとしての社会的な責務や役割に十分な理解を有する者。
 - ③ 社外監査役としての役割を十分認識し、企業経営、経済、法務、会計、税務、監査等の分野における知識や経験を生かして、中立的・客観的な視点で取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献できる者。

第7条（取締役及び監査役の研修等の方針）

当社は、取締役及び監査役が、その役割及び機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、及び財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、取締役及び監査役の職務執行を支援してまいります。

2. 当社の社外取締役及び社外監査役は、その役割及び機能を果たすために、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境及び経営課題等につき、その就任後適時に、各所管部署又は担当役員等から説明を受け、十分な理解を形成します。

第8条（任意の委員会の設置）

当社は、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、社外取締役が参画する指名・報酬委員会及び監査委員会を設置します。

第9条（指名・報酬委員会）

指名・報酬委員会は、当社の取締役及び監査役候補者の選任プロセス、資質及び指名理由、独立社外役員にかかる独立性判断基準、並びに役員報酬体系等に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行います。

2. 指名・報酬委員会の委員の過半数は、社外取締役とすることを原則とします。
3. 取締役会は、指名・報酬委員会の答申を得て、取締役候補者の選定及び役員報酬体系等の決定を行います。

第10条（監査委員会）

監査委員会は、当社の内部監査計画及び内部監査に関する重要な事項に関して、取締役会からの諮問を受けて、その適切性等について検討し、答申を行います。

2. 監査委員会の委員の過半数は、社外取締役とすることを原則とします。
3. 取締役会は、監査委員会の答申を得て、内部監査計画等の承認を行います。

第3章 ステークホルダーの利益保護に関する対応

第11条（関係当事者間取引の管理体制）

当社グループがその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することが無いよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。

第12条（当社グループの業務におけるお客様の利益相反取引の管理体制）

当社グループは、当社グループ各社及びその関係者（当社の銀行子会社を所属銀行とする銀行代理業者等を含みます）が提供する多様なサービスに伴い、お客様の利益を不当に害することのないよう、法令等に従い利益相反管理方針を別途定め、その概要を公表するとともに、当該方針に則り利益相反のおそれのある取引を適切に管理し、適正に業務を遂行いたします。

第13条（株式等の政策保有に関する方針）

当社グループは、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することができるものとします。

2. 当社は、前項に基づき保有する上場株式等（以下、「政策保有株式」といいます）のうち、主要なものについては、保有するうえでの中長期的な経済合理性や、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について検証し、取締役会において報告を行います。
3. 当社グループは、政策保有株式にかかる議決権の行使について、その基本方針を別途定め、開示します。

第14条（コンプライアンス・ホットライン制度）

当社は、法令違反行為等が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、職制に基づく報告制度とは別に、全ての役員及び社員がコンプライアンス統括部や外部の弁護士事務所に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設けます。

第4章 株主等との対話

第15条（株主等との建設的な対話に関する方針）

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。

2. 当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

以上

附則

第1条（本基本方針の施行）

本基本方針は、2015年6月26日開催の当社第4期定時株主総会終結のときから施行します。但し、別紙の「独立社外役員にかかる独立性判断基準」については、同年5月13日より施行するものとします。

以上

コーポレートガバナンス基本方針 別紙

独立社外役員にかかる独立性判断基準

1. 以下各号のいずれにも該当しない場合に、当該候補者は当社に対する十分な独立性を有するものと判定する。
 - ① 当社又は当社の関係会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は過去において業務執行者であった者
 - ② 当社又は当社の中核子会社たる三井住友信託銀行株式会社（以下、「中核子会社」という。）を主要な取引先とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ③ 当社又は中核子会社の主要な取引先である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ④ 当社の現在の大株主（議決権所有割合10%以上）である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ⑤ 当社又は中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している大口債権者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ⑥ 資金調達において、当社の中核子会社に対し、代替性がない程度に依存している債務者等。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ⑦ 現在、当社又は中核子会社の会計監査人又は当該会計監査人の社員等である者、又は最近3事業年度において当該社員等として当社又は中核子会社の監査業務に従事した者
 - ⑧ 当社の主幹事証券会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ⑨ 最近3年間において、当社又は中核子会社から多額の金銭を受領している弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人
 - ⑩ 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であって、当社又は中核子会社を主要な取引先とする法人の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ⑪ 当社及び中核子会社から多額の寄付金を受領している者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社、又はその重要な子会社の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人）である者、又は最近3年間において業務執行者であった者
 - ⑫ 当社又は当社の子会社から、取締役を受け入れている会社、又はその親会社もしくはその重要な子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員である者
 - ⑬ 上記①、②、③、⑨及び⑩のいずれかの者の近親者（配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族）である者
2. 上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が独立社外役員としての要件を充足しており、当社の独立社外役員としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することによって、当該人物を当社の独立社外役員候補者とすることができる。
3. 当社は、取引先（法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等を含む）又は寄付金等（弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタント等の個人への支払いを含む）について、下記の軽微基準を充足する場合には、当該独立社外役員（候補者を含む）の独立性が十分に認められ、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれが無いものと判断し、「主要な取引先」ないし「多額の寄付金等」に該当しないものとして、属性情報等の記載を省略するものとする。

取引先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社及び中核子会社の当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）への支払額が、当該取引先の過去3事業年度の平均年間連結総売上高の2%未満であること ・ 当該取引先（取引先、その親会社、重要な子会社）による当社及びその子会社の粗利益が、当社の連結業務粗利益の2%未満であること
寄付金等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受領者が個人の場合： 当社及びその子会社から收受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円未満であること ・ 受領者が法人の場合： 当社及びその子会社から收受する金銭が、過去3年平均で年間1,000万円又は当該法人の年間総費用の30%のいずれか大きい金額未満であること

以上